

公益社団法人福岡県社会福祉士会 スーパービジョン実施規程

規程第62号
2015年6月28日制定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人福岡県社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第4条第3項第1号に規定する事業について、認定社会福祉士取得に向けたスーパーバイザー（以下「バイザー」という。）がスーパーバイジー（以下「バイジー」という。）に対してスーパービジョンを実施する場合の基本的事項を定めることを目的とする。

(運営主体)

第2条 この事業の運営は、本会生涯研修センターが担う。

(本会生涯研修センターの役割)

第3条 本会生涯研修センターは、第5条のスーパービジョン契約に基づき以下の役割を担う。

- (1) スーパービジョンの受講申込受付
- (2) バイザーとバイジーのマッチング
- (3) バイザーへ謝礼等の支払い
- (4) バイジーへの情報提供
- (5) バイザー、バイジーの相談受付
- (6) その他スーパービジョンに関する事項

(スーパービジョンの単位)

第4条 スーパービジョンは、次条に掲げる実施の手順に従い、原則として1回につき1時間以上、1年間に6回以上の定期的かつ継続的实施をもって1区分とする。

2 前項の1区分の終了をもって認定社会福祉士取得のためのスーパービジョン実績の2単位とする。

(契約の締結)

第5条 スーパービジョンを実施するにあたり、バイジーは、次の手順で本会生涯研修センターとスーパービジョン契約を締結する。

- (1) バイジーの自己チェックシート（様式第1号（a））を使用し、個別レベル、地域レベル、組織レベルの各項目について自己チェックを行う。
- (2) 前号の自己チェックの結果を参考にスーパービジョンを受けたい領域・課題・テーマ

を選定する。

(3) バイザーとの面談を通して、スーパービジョンを受ける領域・課題・テーマを決定する。

(4) スーパービジョン契約書（様式第2号）により、スーパーバイザー及び本会生涯研修センターと契約を締結する。

2 契約期間は1年間とする。

3 契約したバイザーは、本会へ契約金を支払う。契約金は年間30,000円とする。

（実施）

第6条 スーパービジョンの各回の実施は、次の手順で行う。

(1) バイザーは、課題に基づいたスーパービジョンを行う。ただし、バイザーとバイザーとの合意に基づき課題の変更を行うことができる。

(2) バイザーは、スーパービジョン終了後、バイザー個人記録（様式第3号）に記入する。

(3) バイザーは、スーパービジョン機能表（様式第4号）に必要事項を記入し、当該回の終了ごとに重点的にスーパービジョンを行った項目をバイザーに説明するとともに、実施した内容を確認する。

（総括）

第7条 スーパービジョンは、1区分終了ごとに次の手順で総括を行う。

(1) バイザーは、スーパービジョン実施契約締結前に記入したバイザーの自己チェックシート（様式第1号（a））及びバイザー個人記録（様式第3号）を用い、スーパービジョン1区分の自己評価を行う。

(2) バイザーは、スーパービジョン1区分を通じてのバイザーの評価を行い、総括をスーパービジョン機能表（様式第4号）に記入する。

（スーパービジョンの実施形態）

第8条 スーパービジョンの実施形態は、原則として個人スーパービジョンとする。ただし、第1条に規定するスーパービジョンの目的を有し、第6条の実施手順で実施する場合は、次に掲げる実施形態も認めることができる。

(1) グループスーパービジョン。ただし、スーパービジョンの実施契約は、バイザーとバイザー及び本会生涯研修センターとが個別に締結しなければならない。

(2) その他認定社会福祉士認証・認定機構が認めるもの

(書類の管理等)

第9条 スーパービジョンの実施における必要な書類の管理及び保存は、次表のとおりとする。

種類	バイジ－の管理・ 保存の形態	バイザ－の管理・ 保存の形態	本会生涯研修セン ターの管理・保存 の形態
バイジ－の自己チェック シート(様式第1号(a))	管理・保存		
スーパービジョン実施契 約書(様式第2号)	管理・保存	管理・保存	管理・保存
バイジ－個人記録(様式 第3号)	管理・保存		写しを保存
スーパービジョン機能表 (様式第4号)	写しを保存	管理・保存	管理・保存

2 認定社会福祉士認定申請にあたっては、次に掲げる書類を提出する。

- (1) バイジ－の自己チェックシート(様式第1号(a))
- (2) スーパービジョン実施契約書(覚書を含む。)(様式第2号)
- (3) バイジ－個人記録(様式第3号)
- (4) スーパービジョン機能表(様式第4号)

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な細目事項については理事会において別に定める。

(改廃)

第11条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、2015年6月28日から施行する。

この規定は、2015年7月31日から施行する。